

総務委員会資料

教 育 委 員 会

令和 7 年 6 月 25 日・26 日

1 条例案

第86号議案 島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

…… P 1

2 一般事件案

承認第 1 号議案 専決処分事件の報告及び承認について〔関係分〕

《令和 6 年度島根県一般会計補正予算（第11号）》

…… P 2

3 予算案

第81号議案 令和 7 年度島根県一般会計補正予算（第 1 号）〔関係分〕

…… P 4

第95号議案 令和 7 年度島根県一般会計補正予算（第 2 号）〔関係分〕

…… P 8

4 報告事項

(1) N H K 放送受信契約の未締結について

…… P 10

(2) 令和 7 年度全国高等学校総合体育大会（中国ブロック）の開催について

…… P 12

(3) 史跡の追加指定等について

…… P 15

(4) 島根県指定無形文化財の指定解除について

…… P 17

(5) 島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定取消しについて

…… P 18

(6) 石見銀山発見 5 0 0 年島根県記念事業について

…… P 19

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

1 条例改正の理由

国が実施する高校生等臨時支援への対応のため、並びに島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行及び島根県公立高等学校入学者選抜へのインターネット出願の導入に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

- ・ 授業料の支援対象世帯拡大に伴い、授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）の納付の特例の整備
- ・ 島根県収入証紙の廃止に伴い、入学料の納付時期の改正
- ・ 島根県収入証紙の廃止及びインターネット出願システムの導入に伴い、受検料（入学検定料・学力検査料）の納付時期の改正

(1) 授業料等の納付猶予

- ・ 国の授業料支援については、年収約910万円未満世帯の高校生等を対象とした「高等学校等就学支援金」に加え、令和7年度限りとして年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に「高校生等臨時支援金」が設けられた。（国補助金交付要綱 R7.4.8施行、R7.4.1適用）
- ・ この事業により授業料等支援対象者の範囲が広がることから、保護者負担等の軽減のため、授業料等の納付の猶予を行うための特例を設ける。

(2) 入学料及び受検料の納付時期

項 目	変 更 前		変 更 後	
	方 法	時 期	方 法	時 期
入学料	誓約書に収入証紙を貼付	入学等を許可されたとき（入学式の日）	電子決済等	入学等を許可されるときまで（合格発表の日から入学式の日まで）
受検料	願書に収入証紙を貼付	願書を提出するとき	電子決済等（インターネット出願）	願書を提出するときまで

3 施行期日

2の(1)については、令和7年4月1日から適用する。

2の(2)については、公布の日から施行する。

令和6年度補正予算（3月31日専決処分）の概要について （教育委員会）

令和6年度島根県一般会計補正予算（第11号）

1. 補正予算の概要

（単位：千円）

課名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	71,572,736	56,299,949			71,572,736	56,299,949
給与費	71,377,692	56,104,905			71,377,692	56,104,905
給与費以外	195,044	195,044			195,044	195,044
教育施設課	1,133,163	900,924			1,133,163	900,924
学校企画課	6,805,265	4,371,874	△ 3,551	△ 2,368	6,801,714	4,369,506
教育指導課	2,783,110	1,266,473			2,783,110	1,266,473
特別支援教育課	1,386,649	1,154,519	△ 19,052	△ 9,526	1,367,597	1,144,993
保健体育課	270,104	242,384			270,104	242,384
社会教育課	647,621	437,345	△ 66,949	△ 449	580,672	436,896
人権同和教育課	41,803	39,994			41,803	39,994
文化財課	1,336,334	809,957	△ 6,459	3	1,329,875	809,960
福利課	239,398	189,786			239,398	189,786
合計	86,216,183	65,713,205	△ 96,011	△ 12,340	86,120,172	65,700,865

※給与費は全額総務課で計上

２．課別事業別一覧

(単位：千円)

課名 事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
				国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
学校企画課	6,805,265	△ 3,551	6,801,714	△ 1,183	0	0	0	0	△ 2,368
1 高等学校等就学支援事業費	1,398,431	△ 3,551	1,394,880						
特別支援教育課	1,386,649	△ 19,052	1,367,597	△ 9,526	0	0	0	0	△ 9,526
1 特別支援教育就学奨励事業費	343,044	△ 19,052	323,992						
社会教育課	647,621	△ 66,949	580,672	0	0	0	△ 66,500	0	△ 449
1 青少年の家事業費	273,364	△ 66,949	206,415						
文化財課	1,336,334	△ 6,459	1,329,875	△ 2,362	0	0	△ 4,100	0	3
1 埋蔵文化財調査センター事業費	340,647	△ 2,362	338,285						
2 歴史遺産保存整備事業費	159,170	△ 79	159,091	県債 △ 100 一般財源 21					
3 古代出雲歴史博物館管理運営事業費	544,518	△ 4,018	540,500	県債 △4,000 一般財源 △18					

令和7年度6月補正予算案（6月9日上程分）の概要について （教育委員会）

令和7年度島根県一般会計補正予算（第1号）

1. 補正予算の概要

（単位：千円）

課 名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	70,579,576	57,144,044			70,579,576	57,144,044
給与費	70,380,465	56,944,933			70,380,465	56,944,933
給与費以外	199,111	199,111			199,111	199,111
教育施設課	1,588,135	1,217,089			1,588,135	1,217,089
学校企画課	6,088,398	3,923,769	292,760	234	6,381,158	3,924,003
学校教育課	1,121,096	838,058	△ 14,841	5,672	1,106,255	843,730
教育連携推進課	1,790,278	686,682			1,790,278	686,682
特別支援教育課	1,570,289	1,301,396			1,570,289	1,301,396
保健体育課	612,574	586,033	58,625	58,625	671,199	644,658
社会教育課	831,639	506,413			831,639	506,413
人権同和教育課	88,148	71,137			88,148	71,137
文化財課	1,382,697	980,625			1,382,697	980,625
福利課	245,177	196,618			245,177	196,618
合計	85,898,007	67,451,864	336,544	64,531	86,234,551	67,516,395

※給与費は全額総務課で計上

2. 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
事業名					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
学校企画課		6,088,398	292,760	6,381,158	292,526					234
1	高等学校等就学支援事業費	1,404,967	292,760	1,697,727	・ 国の「高校無償化」により、高等学校等の授業料支援の対象者が年収約910万円以上の世帯に拡大されたことに伴い、追加となる対象者分の予算を増額 併せて、国が設定する月数・単位数の上限を超えて履修する場合に自己負担が生じる、県立の定時制・通信制高等学校（単位制）の生徒を支援する県単独事業についても、追加となる対象者分の予算を増額					
	[新たに助成対象となる世帯への支援の内容]									
	区分	助成対象者	助成上限額				負担割合	補正額 (千円)		
国補助事業	県立高等学校の生徒	学校の区分	全日制	定時制	通信制	国 10/10	292,526			
		定額授業料	118,800円/年	32,400円/年	該当校なし					
		単位制授業料	該当校なし	1,620円/単位 ※支給制限あり	330円/単位 ※支給制限あり					
		※年間18単位まで、かつ、在学月数48月までを上限とする								
県単独事業	県立の定時制・通信制高等学校（単位制）の生徒	国が設定する月数・単位数の上限を超えて履修する場合 ・ 定時制 1,620円／単位 ・ 通信制 330円／単位				県 10/10	234			

課名		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
学校教育課		1,121,096	△ 14,841	1,106,255	△ 20,513					5,672
1	悩みの相談事業費	235,385	△ 11,128	224,257	・ 不登校傾向にある児童生徒への支援を行う国補助金の減額内示に対し、市町村が必要な事業を実施できるよう、国補助事業の不足分について、県単独事業による市町村支援を実施 ①国補助事業の減額 △23,756千円 [負担割合] - 国1/3・県1/3・市町村1/3 ②県単独事業による支援 12,628千円 [負担割合] - 県1/2・市町村1/2					
2	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業費	73,713	△ 3,713	70,000	・ 市町村立学校で帰国・外国人児童生徒への日本語指導を行う国補助金の減額内示に対し、市町村が必要な事業を実施できるよう、国補助事業の不足分について、県単独事業による市町村支援を実施 - 併せて、県立学校についても国補助金の減額内示に対して、県単独事業により対応 ①国補助事業の減額 △18,647千円 [負担割合] ・ 市町村事業 - 国1/3・県1/3・市町村1/3 ・ 県事業 - 国1/3・県2/3 ②県単独事業による実施 14,934千円 [負担割合] ・ 市町村事業 - 県1/2・市町村1/2 ・ 県事業 - 県10/10					

課名 事業名		補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
保健体育課		612,574	58,625	671,199	0	0	0	0	0	58,625
1	小・中学校給食費緊急 支援事業費（米価高騰 対策）	125,000	58,625	183,625	米価格が当初予算編成時に設定した上限を大幅に超えて高騰している状況を踏まえ、市町村に対して公立小中学校の給食用の米の価格上昇分を支援する予算を増額 [助成内容] 給食費のうちR5一人当たり年間米価格 × 米価上昇率 （上限を53%から87%に拡充） × 児童生徒数 [助成率] 県10/10					

令和7年度6月補正予算案（6月24日上程分）の概要について （教育委員会）

令和7年度島根県一般会計補正予算（第2号）

1. 補正予算の概要

（単位：千円）

課 名	補正前の額		補正額		補正後の額	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
総務課	70,579,576	57,144,044	180	180	70,579,756	57,144,224
給与費	70,380,465	56,944,933	180	180	70,380,645	56,945,113
給与費以外	199,111	199,111			199,111	199,111
教育施設課	1,588,135	1,217,089			1,588,135	1,217,089
学校企画課	6,381,158	3,924,003			6,381,158	3,924,003
学校教育課	1,106,255	843,730			1,106,255	843,730
教育連携推進課	1,790,278	686,682			1,790,278	686,682
特別支援教育課	1,570,289	1,301,396			1,570,289	1,301,396
保健体育課	671,199	644,658			671,199	644,658
社会教育課	831,639	506,413			831,639	506,413
人権同和教育課	88,148	71,137			88,148	71,137
文化財課	1,382,697	980,625			1,382,697	980,625
福利課	245,177	196,618			245,177	196,618
合計	86,234,551	67,516,395	180	180	86,234,731	67,516,575

※給与費は全額総務課で計上

2. 課別事業別一覧

(単位：千円)

課名	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳及び概要					
					国庫	使・手	寄・分	県債	その他	一般財源
総務課		70,579,576	180	70,579,756	0	0	0	0	0	180
	1 職員給与費（特別職給与・委員報酬）	26,527	180	26,707	・ 特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員等の給料の月額等を増額					

NHK放送受信契約の未締結について

1 経緯

- 他の自治体でカーナビ等に係るNHK放送受信契約の未締結事案について報道されたことを受けて、本県においても調査を実施したところ、公用車のカーナビ等において未契約であることが判明したため、令和7年4月3日に公表
- その後、契約締結に向けたNHKとの確認作業の過程で、一部の所属において、さらに未契約機器があるとの報告を受け、再調査を実施
- 再調査の中で、アンテナ端子に配線接続していないテレビチューナー内蔵のディスプレイ（WEB会議で使用）などについても、使用環境に応じて放送受信契約が必要になることが判明し、更なる未契約機器の存在が判明

2 未契約の状況

	令和7年4月3日公表台数				令和7年6月判明台数				未契約判明台数合計			
	①	テレビ	カーナビ	その他	②	テレビ	カーナビ	その他	①+②	テレビ	カーナビ	その他
知事部局	144	10	133	1	96	69	26	1	240	79	159	2
企業局	0				2	2			2	2	0	0
病院局	9	7	2		0				9	7	2	0
教育委員会	13	1	12		85	77	1	7	98	78	13	7
うち県立学校	10	1	9		76	72		4	86	73	9	4
警察本部	6		6		6		6		12	0	12	0
計	172	18	153	1	189	148	33	8	361	166	186	9

※その他：ワンセグ携帯、レコーダー等

- 4月3日に公表した未払い額 14,328千円（うち教育委員会分 1,490千円）
- 今回、新たに判明した未払い額 24,400千円（ ” 14,149千円）
- 総未契約額** **38,728千円**（ ” 15,638千円）

※千円未満切上げ

3 原因

- NHK受信料制度について、主に以下の点についての認識が不足していた。
 - 部屋ごとに加えて、自動車ごとにも放送受信契約が必要であること
 - テレビ放送の受信以外の用途で機器を使用する場合であっても、受信機能があるものは、使用環境によって放送受信契約が必要であること
例）テレビチューナー内蔵のディスプレイをアンテナ端子のある部屋で使用（アンテナ端子に配線接続していない場合でも放送受信契約の対象）
- 特別支援学校においては、NHKの免除基準により受信料が免除され得る機器について、受信契約手続及び免除申請を行っていなかった（6,464千円）。

4 対応状況

- ・ 4月3日に公表した、未契約の受信料（過年度分）については、令和7年3月31日に必要な放送受信契約を締結し、支払を行った。
- ・ 今回、新たに判明した、未契約の受信料（過年度～令和7年5月分まで）については、令和7年6月13日に必要な放送受信契約の手続を完了。今後、速やかに支払を行う。
- ・ 令和7年度の受信料は、今回の未契約分を含め適正に事務処理を行う。

5 再発防止策

- ・ 法令遵守のため、受信料制度の理解促進と適正な事務処理の周知徹底を図る。
- ・ カーナビ、ディスプレイ等を購入する際は、業務で必要性がある場合を除き、原則としてテレビ受信機能の付いていないものとする。
- ・ 特別支援学校においては、児童生徒等の専用に供する機器について免除申請の徹底を図る。

令和7年度全国高等学校総合体育大会（中国ブロック）の開催について

1 大会概要

令和7年度全国高等学校総合体育大会（通称「インターハイ」）は、大会愛称を「開け未来の扉 中国総体 2025」として、中国ブロックを中心に開催

(1) 大会日程

令和7年7月23日（水）から8月20日（水）まで

(2) 総合開会式及び島根県の開催競技日程・会場

競技種目		会場 地 市 町	競技会場	7月						8月								
				24	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
総合開会式		広島市	広島県立総合体育館	◎														
体操	体操競技	浜田市	島根県立体育館（竹本正男アリーナ）								○	●	●	◆				
バレーボール	男子	松江市	松江市総合体育館			○	●	●	●	◆								
			鹿島総合体育館				●	●										
レスリング		雲南市	雲南市三刀屋文化体育館アスパル		■	●	●	◆										
フェンシング		安来市	安来市総合文化ホールアルテピア										○					
			安来市民体育館												●	●	●	◆
なぎなた		出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ （出雲市総合体育館）						○	●	●	◆						
カヌー		美郷町	カヌーパークみさと カヌーレIMAI （美郷町江の川カヌースプリント競技場）							○	●	●	●	◆				

◎：総合開会式 ○：競技種目別開会式 ■：競技種目別開会式後競技 ●：競技 ◆：競技終了後閉会式

※全体の開催競技日程は、別紙のとおり

(3) 島根県出場校

競技種目		出場校
体操	体操競技	大社高校、浜田高校、松江東高校、松江工業高校
バレーボール	男子	安来高校、松江西高校
レスリング		隠岐島前高校、松江工業高校、大東高校
フェンシング		松江工業高校、安来高校
なぎなた		出雲北陵高校
カヌー		島根中央高校、出雲農林高校

2 島根県高校生活動

(1) 概要

県内各地区の高校生が大会の成功に向けて、大会を「支える」立場で、企画・準備・運営に携わる活動

(2) 活動内容

- ・ 広報・PR活動（総合開会式映像作成、各地区でのイベント参加等）
- ・ おもてなし活動（草花装飾、歓迎ボード作成、記念品作成等）
- ・ 大会補助員（会場設営、会場受付、会場周辺案内、競技運営補助等）

3 インターハイ直前決起集会

(1) 概要

県内開催6競技に出場する高校生、指導者及び高校生活動推進委員を知事が激励

(2) 日時・会場

令和7年7月11日（金）11:00～
島根県民会館 第2多目的ホール

令和7年度全国高等学校総合体育大会競技会場・競技日程

◎:総合開会式 ○:競技種目別開会式 ■:競技種目別開会式後競技 ●:競技 ◆:競技後閉会式 □:閉会式

令和7年5月29日 現在

県 名	競技種目	会場地 市町村名	競 技 会 場	7月							8月																									
				23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
				水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
広島県	総合開会式	広島市	広島県立総合体育館	◎																																
	陸上競技	広島市	ホッpstスタッフフィールド広島(広島広域公園陸上競技場)	◎	●	●	●	●	◆																											
	水泳	競泳	広島市	ひろしんビッグウェーブ																														■	●	◆
		飛込	福山市	福山運通ローズアリーナ																														■	●	◆
	ローイング	福山市	ふくやま芸術文化ホール										○																							
	剣道	広島市	広島県立総合体育館																																	
	テニス		福山市	ふくやま芸術文化ホール							○																									
			尾道市	竹ヶ端運動公園庭球場									●	●	●	●	●	◆																		
	登山			こさかなくんスポーツパークびんご								●				●	●																			
			安芸太田町	安芸太田町加計体育館																																
			恐羅漢山、十方山、深入山																																	
			安芸太田町戸内ふれあいセンター																																	
	少林拳法	福山市	エフビコアリーナふくやま		■	●	◆																													
鳥取県	相撲	鳥取市	ヤマタスポーツパーク鳥取県民体育館																																	
	弓道	米子市	鳥取県立武道館																																	
	自転車競技	トラック レース	倉吉市	エースバック未来中心 倉吉自転車競技場										○																						
		ロード レース	倉吉市																																	
		北栄町																																		
	ホッケー		鳥取市											○																						
			八頭町																																	
ウエイトリフティング		米子市	米子コンベンションセンターBIG SHIP																																	
島根県	体操	体操競技	浜田市	島根県立体育館(竹本正男アリーナ)																																
	バレーボール	男子	松江市	松江市総合体育館							○	●	●	●	◆																					
			鹿島総合体育館																																	
	レスリング	雲南市	雲南市三刀屋文化体育館アスバル																																	
	フェンシング		安来市	安来市総合文化ホールアルテピア																																
			安来市	安来市民体育館																																
なぎなた		出雲市	出雲だんだんとまどアリーナ(出雲市総合体育館)																																	
カヌー		美郷町	カヌーパークみさと カヌーレIMAI (美郷町江の川カヌースプリント競技場)																																	
岡山県	バスケットボール	男子																																		
		岡山市	ジッパアリーナ岡山(岡山県総合グラウンド体育館)																																	
	バレーボール	女子	岡山市	ジッパアリーナ岡山(岡山県総合グラウンド体育館)																																
		岡山市	岡山県総合文化体育館																					</												

◎:總合開会式 ○:競技種目別開会式 ■:競技種目別開会式後競技 ●:競技 ◆:競技後閉会式 □:閉会式

史跡の追加指定等について

国の文化審議会（会長 島谷 弘幸）は、6月20日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、県内に所在する史跡1件の追加指定及び名称変更について、文部科学大臣に答申した。

1 名 称（下線部を今回追加）

いずものくにやましろういせきぐん しょうそうあと きたしんぞういんあと みなみしんぞういんあと みなみしんぞういんかわらがまあと
出雲国山代郷遺跡群 正倉跡 北新造院跡 南新造院跡 南新造院瓦窯跡

2 指 定 昭和55年12月5日（追加指定等：昭和63年5月31日ほか）

3 所在地 松江市大庭町、矢田町、山代町

4 所有者 島根県ほか

5 年 代 奈良時代

6 追加指定理由

『出雲国風土記』に登場する意宇郡山代郷の2つの新造院跡とその関連遺跡で、文献史料の記録に登場する古代寺院が実際の遺跡として確定できる稀少な事例であり、寺院や役所などと一体的に評価することで古代の出雲国における地方寺院の成立と展開がわかる重要な遺跡群。

今回、南新造院跡と南新造院に瓦を供給した南新造院瓦窯跡を追加し、名称を変更する。



上空から見た遺跡群（南西から）



南新造院跡 南門跡（北から）



南新造院瓦窯跡（北東から）



関連遺跡 位置図

島根県指定無形文化財の指定解除について

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 種 別 | 無形文化財（工芸技術） |
| 2 | 名 称 | 日本刀 |
| 3 | 所 在 地 | 仁多郡奥出雲町稲原 |
| 4 | 指定年月日 | 平成11年4月9日 |
| 5 | 保 持 者 | 小林力夫（令和6年11月13日死亡） |
| 6 | 解除の理由 | 島根県文化財保護条例（昭和30年3月18日島根県条例第6号）
第21条第7項による。 |
| 7 | 経 過 | 平成11年、貴重な価値をもつ工芸技術として、島根県無形文化財に指定し、2名の保持者を認定した。平成29年2月に1名の保持者が亡くなり、令和6年11月にもう1名の保持者である小林力夫氏が亡くなったため、指定の解除および保持者認定の解除を行った。 |

<参考>島根県文化財保護条例第21条第7項

保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下、この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を島根県報で告示しなければならない。

島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の指定取消しについて

1 経緯

島根県立古墳の丘古曾志公園（以下「古曾志公園」という。）の指定管理者については、令和6年11月13日の教育委員会で選定を行い、11月定例県議会の議決を経て次のとおり指定している。

- ① 指定管理者 株式会社 MI しまね
(所在地 松江市西嫁島一丁目3番24号)
- ② 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- ③ 指定管理料の額 41,325千円

この度、指定管理者より、古曾志公園の管理に関する基本協定書第45条第1項^{※1}の規定に基づき、指定管理者の指定の取消しの申し出があったため、古曾志公園条例第9条第1項^{※2}の規定に基づき、指定管理者の指定の取消しを行うこととした。

※1 古曾志公園の管理に関する基本協定書第45条第1項

(乙（指定管理者）による指定の取消しの申出)

乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) その他の乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取り消しを希望するとき。

※2 古曾志公園条例第9条第1項（指定の取消し等）

教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 取消内容

- (1) 申出理由
会社経営の継続が困難なため
- (2) 指定管理取消日（取消効力発生日）
令和8年4月1日

石見銀山発見500年島根県記念事業について

令和9年の石見銀山発見500年を契機として、世界遺産石見銀山の価値や魅力を県内外に広く発信し、石見銀山への理解促進を図るとともに、現地への来訪意欲の喚起を図るため、石見銀山発見500年島根県記念事業を行う。

1 記念事業の内容

(1) 記念展

次の3施設において共同で開催

ア 古代オリエント博物館（東京都豊島区池袋）

【展示概略】テーマ：「人類と金・銀・銅」（仮称）

金・銀・銅の発見から利用に至る過程など、人類と金属との関わりや文明の歴史を紹介するとともに、大航海時代に大きな役割を果たした石見銀山を紹介する。

イ 島根県立古代出雲歴史博物館（出雲市大社町）

【展示概略】テーマ：「石見銀山500年の軌跡」（仮称）

国内だけでなく、世界の経済と交流に大きな影響を与えた石見銀山について、開発の歴史を時代別に紹介するとともに、江戸時代の日本を支えた島根の鉄や銅の生産についても紹介する。

ウ 石見銀山資料館（大田市大森町）

【展示概略】テーマ：「石見銀山から始まる鉱山王国日本の軌跡」（仮称）

主に江戸時代の国内鉱山の実態について紹介するとともに、これまでの調査研究から得られた石見銀山の開発の意義やその特徴等を紹介する。

(2) 国際シンポジウム

世界の鉱山遺跡の関係者を招聘し、鉱山遺跡の価値や今後の保存・活用を考えるシンポジウムを大田市内で開催

2 開催時期

- ・ 令和8年秋：古代オリエント博物館での記念展
- ・ 令和9年夏：島根県立古代出雲歴史博物館での記念展
- ・ 令和9年秋：石見銀山資料館での記念展
- ・ 同上：大田市内での国際シンポジウム

3 実施体制

記念事業を円滑に実施するため、次に掲げる団体で組織する「石見銀山発見500年島根県記念事業実行委員会」（令和7年5月26日に設立、会長：島根県教育委員会教育長）で、事業の詳細等を決定していく予定

- ・ 島根県
- ・ 島根県教育委員会
- ・ 島根県立古代出雲歴史博物館
- ・ 大田市教育委員会
- ・ 石見銀山資料館
- ・ 古代オリエント博物館